

## ＜軽度者の福祉用具貸与例外給付申請にあたっての注意事項＞

～指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の皆さんへ～

### 1 例外給付基本的事項

軽度者（要支援1，要支援2及び要介護1※）については，通常は下記の福祉用具貸与の保険給付は認められていません。ただし，疾患等によって厚生労働大臣が定める状態像に該当する方については，例外的に認められています。

- ・車いす及び車いす付属品
- ・特殊寝台及び特殊寝台付属品
- ・床ずれ防止用具及び体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト（つり具の部分を除く。）
- ・自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）

※「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」については，要支援1，2，要介護1，2，3

### 2 例外的に福祉用具貸与の給付が認められる判断基準

- (1) 直近の認定調査において，基本調査の結果が別表「厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果」に該当している→給付可。市への書類提出は不要
- (2) ただし，別表アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については，該当する基本調査結果がないため，「主治の医師から得た情報」及び「福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント」により，指定居宅介護支援事業者または指定介護予防支援事業者が福祉用具貸与の必要性を判断→市への書類提出は不要
- (3) (1)に該当しない場合は身体の状態により市が給付の可否を判断→市への書類提出が必要

### 3 福祉用具例外給付確認書の提出について

福祉用具例外給付確認書を保険者に提出する場合、例外給付が認められるのは国で定められた以下の3つの要件のいずれかに該当すると医師が認めた場合です。(医師が必要と認めればどのような理由でも例外給付が認められるわけではありません。)

(i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって頻繁に別表「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する者

例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象

(ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに別表「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当することが確実に見込まれる者

例：がん末期の急速な状態悪化

(iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から別表「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当すると判断できる者

例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避

#### <例外給付が認められる理由の例示>

- (1) 状態が変動しやすく、時間帯によって自力で起き上がることができないため特殊寝台が必要です。(パーキンソン病)
- (2) がん末期のため、短期間のうちに自力で起き上がることができなくなることが見込まれます。そのため特殊寝台が必要です。
- (3) 自力で起き上がろうとすると上半身に負担が掛かり身体への重大な危険性があり特殊寝台が必要です。(椎間板ヘルニア)

#### <例外給付が認められない理由の例示>

- (1) 「必要」との記載のみの場合(必要な理由を明確に記載してください。)
- (2) 「安楽に過ごすために必要」「痛みを緩和するために必要」(該当する国の要件がありません。)
- (3) 「移乗が全介助であるため移動用リフトが必要」(状態のほかに国のどの要件に該当するか明確に記載してください。)
- (4) 「福祉用具が必要」(利用者の状態が不明です、どの国の要件に該当するか明確に記載してください。また、福祉用具の必要性及び種類について医師のコメントは必須としませんが、福祉用具の必要性をより明確とするため、可能な限り確認をお願いします。)
- (5) 理由が医師の意見書にある病名のみ(利用者の状態及び国のどの要件に該当するか明確に記載してください。)

## 4 提出書類について

- (1) 要介護1の場合(自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)については、要介護1, 2, 3)
  - ・福祉用具例外給付確認書
  - ・ケアプラン(1, 2, 4表) ※その他にサービス担当者会議に欠席した事業所への照会書があれば提出
  - ・医師の医学的所見が確認できる書類
- (2) 要支援1・2の場合
  - ・福祉用具例外給付確認書
  - ・介護予防サービス・支援計画書
  - ・介護予防支援経過記録のうちサービス担当者会議の要点が記載された帳票
  - ・医師の医学的所見が確認できる書類

## 5 医師の医学的所見が確認できる書類について

医師の医学的所見が確認できる書類の様式については、特に定めはありません(主治医意見書、診断書、診療情報提供書、サービス担当者に対する照会(依頼)内容、等)。

また、面談等により医師から確認した内容をケアプランに記載することで「医師の医学的所見が確認できる書類」の提出を省略することができます。ただし、内容の他に確認した日付、医療機関名及び医師の氏名についてケアプランに記載してください。

その他、市が作成した別添の<軽度者の例外給付にかかる医師の医学的所見確認書>を用いて、医師の記載又はケアマネジャーが聞き取りにより記載した書類でも構いません。市へ提出する一つの方法としてご利用ください(※当該書類について医師から文面による情報提供を受けた場合、居宅療養管理指導料を算定していない場合は、医療保険における診療情報提供料の被保険者の自己負担が発生する可能性がありますので、医療機関等に確認の上、被保険者に説明及び同意等お願いします)。

## 6 例外給付の適用開始時期について

例外給付確認書等の提出月から介護保険給付の適用とします。ただし、介護認定の申請月と決定月が別の月になった場合は認定の決定日から1ヶ月以内に例外給付確認書等の提出があり、内容が適当と認められれば介護認定申請日以降の介護保険給付の適用を認めます。

(提出書類は福祉用具貸与の開始月の書類を提出。医師の所見の書類についても福祉用具貸与開始月の日付の書類を提出してください。)

## 7 福祉用具例外給付確認書の再提出について

例外給付の再申請は、認定更新、区分変更申請の都度必要です。(有効期間内及び介護度の変更に関わらず軽度者である場合。)